

第2次計画案の10月27日検討事項（民間協力者・地方自治体等）について

宮 田 桂 子

第1 民間協力者の活動の促進等のための取組

1 柱書及び持続可能な保護司制度について

(1) なぜこの省で保護司が特出しなのか

民間協力者には様々な人がおり、警察の少年ボランティアや法務省下の保護司や篤志面接員、教戒師、更生保護女性会、BBS だけではなく、子ども食堂で子供の居場所を作る活動も非行防止のために非常に大きな役割を果たしているし、検察庁のアドバイザーや弁護士との協同で更生支援計画を作成する福祉専門職も民間協力者である。後者は金をもらっているからボランティアではない、だから記載しない、ということなのだろうか。現に協力を得ている民間の人に対してもっと目配りすべきである。

私は、自分自身が保護司ではあるが、保護司を中心とした保護観察は制度疲労を起こしていると思っており、制度的な見直し等もないまま、保護司増員に着目した計画はいかがなものかと感じる。

(2) なぜ保護司のなり手がないのか

保護司が我が国において果たしてきた役割は大きい。地域が犯罪をした人を迎え入れるについて、地域での名望家が保護司となり、そのような人たちを迎え入れる姿勢を示し、指導・助言をすることには意味があった。しかし、名望家を保護司にすれば、どうしても、定年退職後の人、従業員に仕事を任せられるある程度年かさの企業オーナー（中小企業を含む）が中心になってしまうし、そういうやり方をしてきたからこそ、私が大学生であった1980年代から「保護司の高齢化が問題」とされてきたのである。

そもそも、保護司には、保護観察官の補助職と位置づけられているから調査等の権限が付されているわけでもないし、活動の費用支弁の範囲が非常に限られていることから、熱心な保護司ほど、情報がないことに苦慮しながら持ち出しの作業をしている。しかも、地域の代表者として対象者に関わっている以上、「保護観察期間が終了したから」といって支援を終了することもできず、困難を抱える人たちとの一生の付き合いをしなければならないのだが、このようなケースについて保護観察官に相談をすると、「保護観察期間は終了しているのですからそんなことまでしなくてもいいですよ」と言われるのが現実である。

このような作業にやりがいを持ち、本当に一生懸命活動をしている保護司の方々がいる一方、単に勲章が欲しいのか、名誉保護司として地域への宣伝のために保護司に就任しているのか、ケースを断り、研修等にも参加しない保護司もいる。このような保護司の存在は、他の保護司のやる気を削いでしまう。

保護司にやる気があっても、依存症や障害者などの対象者が増え、そのような人たちに適切な対応をするためには相当程度の専門知識が必要であり、研修も、かなり専門性のあるものも増えている。そのような研修を歓迎する人もいる一方で、「地域の小父さん、小母さんとしてつきあってくればいい、専門家ではないから保護司の意味があると言われて保護司になったのに話が違う」と言う人もいる。現在、保護観察対象者に再犯者が増え、とくに、刑の一部執行猶予制度の導入による薬物事犯の増大がある一方で、保護司のやりがいの源

となっていた少年事件が減少し、18歳、19歳が特定少年という形で変則的な取扱となるなどし、保護司の士気は落ちている。

また、保護司の研修は昼間にあり、仕事がある人には参加しづらく、各種委員会や社会を明るくする運動の啓発活動など、保護司会の活動の負担も大きいし、保護司会の会費負担という経済的な負担もある。

しかも、保護司になろうとした男性が「奥様は更生保護女性会に入ってください」と言われる。現在、夫婦とも働いている世帯も多いし、夫が妻の身の振り方を決めることができると思っているなら、時代錯誤もはなはだしい。更生保護女性会での責務を担う能力があれば、保護司もできる能力があるはずである。夫婦でともに保護司であれば、例えば、同じ対象者に対する違う視点が出てくるはずであるし、お互い守秘義務があるから、家でケースについて相談しあうこともできる。更生保護女性会を保護司会と統合すれば、相当な数の人員確保ができるはずである。法務省のこのような男女の役割を型にはめるような組織のありようが、保護司会の封建的・家長主義的、男性中心的な性格を助長していることを自覚すべきであるし、保護司になろうとする人（とくに女性）に二の足を踏ませていることを知るべきである。

以上は、毎回毎回書いていることである。保護司は、任務も経済的負担も非常に大きいボランティア活動であり、「保護司になりたい」という人が少ないのは当然である。非行少年や犯罪をした人の立ち直りに携わりたいのであれば、他にもボランティアをしている団体はあり、そこでの活動をするほうが負担も少ないし、自分のやりたい支援に集中することができるのであり、保護司会の在り方等も含め、今の保護司制度（更生保護女性会も含めて）を抜本的に見直すべき時期にきていると考える。

(3) どうやって、どんな人に保護司になってもらうか

地域が崩壊し、保護司の選任母体となっていた自治会、町内会、商店会、PTAといった地域団体が軒並み力を失っている。これは、人口減少が著しい地方に限ったことなく、東京においても、商店街が活力を失い、中小企業は青息吐息で、小金があれば地元の公立学校に自分の子供を進ませない家庭がどんどん増えていることから生じている現象である。このような社会状況を考えれば、全く新しい保護司選任のシステムを考えるべきときに来ているものと考ええる。

例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、弁護士などの専門職に対して（その専門家が属する団体に対して）保護司の推薦を依頼し、あるいは、大学に教員を保護司に推薦してもらうなどして、チームを組んで専門的助言を行えるようにして、個々の保護司の活動を支えられるような体制を作ること（こんなことをすると保護観察官の力が弱まるので保護観察所はしたくないというかもしれないが）を考えるべきである。

また、ヒアリングにおいて、認定NPO法人育て上げネットから、「団体として保護司を受けることはできないのか」という提案があったが、上記団体のように更生支援やそれに関連した活動をしている団体のメンバーから保護司を出してもらえれば、その組織での経験を保護司活動にも活かしてもらえるはずであるし、保護司の経験を団体に持ち帰ってもらえる上、業務の一環として保護司の活動ができるので、個々の保護司の負担感の軽減にもつながり、各保護観察官がそういう団体との交流を深めることもできる。各保護観察官との交

流が深まれば、保護観察所として、他の地域に団体の情報を流すことなども容易になっていくのではないのか。

保護観察所のアウトリーチ機能は必ずしも強くないところ、専門家や社会復帰支援団体から推薦された保護司を通じて、地域の情報や支援に携わる人々の情報を入れていくことも大事ではないか。

また、保護司のように犯罪をした人の立ち直りに携わる仕事こそ、非行歴や戦歴・前科があった人が同じ経験をした仲間として携わることが重要であり、刑の言い渡しの効力が消滅した者で、十分に社会からの信頼を得ている人については、保護司に任用することを考えていくべきである。現在、刑の言い渡しの効力が失われているにもかかわらず、前科があることを理由に保護司になることを拒まれる例が多い。資格制限（というよりは、資格制限以上の事実上の参入拒否というべきかもしれないが）について、法務省が最も早く取り組むべき課題である。

(3) デジタル化について

デジタル化については、ID、パスワードの管理が非常に重要である。

これらの取得が容易でなければ、デジタル化をしてもそれに対応することができない。現在、アクセス管理を各保護司会がとりまとめているようであるが（保護司である私も実はよくわかっていない）、デジタル弱者の多い上層部をいただく保護司会では、デジタル化の必要性への認識が乏しい。保護司会任せにするのではなく、保護観察所が保護司の任用あるいは更新の際、メールアドレスとPWを登録させる、研修の際にH@についての広報啓発をするといった、保護司がデジタルデータを使いやすくするための初歩の初歩である、登録方法の工夫をすべきである。

(4) 保護司に関する情報収集の件

保護司自体にケースが回ってこないところ、「保護司活動の体験の機会」というのは何を指すのだろうか。保護司会の活動に出てもらう、ということなのだろうか。そうだとすれば、保護司を増やしたいというのは、法務省の広報活動の無料で使える下請けを確保したいというだけなのではないのかとも思ってしまうのである。

上記(2)に記載したとおり、人口減や中小企業の経営困難などから自治会等細っている状態であることを考えれば、多様な団体から保護司を出してもらう、専門家保護司を任用するなど、今までとは全く違うルートを考えなければならないのではないのか。そういう意味で、地方自治体、福祉・教育・経済等の各種団体を上げておられるのだと思うが、連携する団体を考えなければ、名ばかり保護司が増えるだけではないかと危惧するものである。

(5) 地方公共団体からの支援の確保

地方公共団体が保護司のために場所を提供し、あるいは、保護司会に代わって連絡事務などを担ってくれている（東京都の場合は行政単位と保護区が一致している）例がある。十分に働いてくれている地方公共団体へのリスペクトが偏っている印象があり、保護観察所は、サポートセンターを恒常的に与えてくれた自治体はたたえても、保護司会の事務局機能を肩代わりしてくれている自治体や保護司会に対しては、保護司会の活動の独自性が失われ

るとしてむしろ批判的である。どういう形で支援するかは、保護司会や自治体の実情を踏まえて、それぞれが自発的に行うべきで、法務省の支援の働きかけに偏りがあることを自覚されるべきである。

(6) 国内外への広報・啓発

海外から非難が起こらなければ我が国は変わらないとするならば、例えば、「保護司と更生保護女性会」という組織のありようも含め、保護司制度の病理的な側面も海外で広報してみてはいかか。非難囂々となり、外圧によって改革が早く進むことが期待できよう。

非常に皮肉な言い方をしたが、上述のとおり、保護司が誰かに相談をするとすれば保護観察官なのであるが、保護観察官には非常に力ややる気に差があり、適切な回答をしてもらえない、そこまで保護司がしなくていい、考えなくていいという答えしか返ってこない（だからといって保護観察官が何かしてくれるわけではない）こともあるし、上記のように、「保護観察期間が終わってまでかわる必要がない」と言って、再犯をしかねない危機的な状況にある人に対する適切な対応について、助言をしてくれないこともある。

保護観察官の意識を変えて欲しいが、そうは簡単にいかない問題と思われるので、保護司が相談できる専門家保護司や保護司のための専門家窓口などを作る努力も必要ではないか。

2 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

(1) 88、91「民間ボランティア」とは何なのか

この計画では「民間ボランティア」とは、警察や法務省の傘下にあるボランティアのみが考えられているに見える。更生保護のために頑張っているのは、そのような団体だけではない。例えば、各地の若者サポートステーションが非行をした少年の就労支援や相談、少年院の見学などを行っている場合もあるし（ヒアリングの対象となった上記育て上げネットなど）、地域生活定着支援センターも、県の直轄事業として行っているところは1箇所だけで、民間団体への委託の例がほとんどである。社会福祉士などの福祉専門職が、更生支援計画を作成し、判決の後まで無償で支援をし続けていることもある。

「少年警察ボランティア」「更生保護ボランティア」という今までの枠に止まらず、実質的に再犯防止や非行防止の実績を上げている団体との連携、交流を深めていくことこそ重要と考える。

また、保護司のところでも少し記したところであるが、更生保護女性会が果たしてきた役割が大きいことは認めるとしても、なぜ「女性会」なのか。更生保護女性会は、保護司の妻と女性保護司の集団なのであって（少なくとも殆どが、とはいえる）、そうではない女性すら参加しづらいし、女性というしほりをかけてしまっていることで、男性で保護司まではできないが、何かボランティアをしたい成人を受け入れることができない。また、更生保護女性会は、専業主婦が中心の運営、活動となっており、働く女性が増えてきた中、保護司の妻であっても更生保護女性会に入って活動できない人も多数おり、更生保護女性会も保護司同様にそれ以上に細っていることは間違いない。

法務省のHPにしても、この計画にしても、法務省は、更生保護女性会とBBSを非常に重視しているが、それは自分たちの扱いやすい女子供（差別用語であるが、これは私が言っているのではない。そういう陰口がある、と言っているのである）をボランティアとして使

っている、という陰口をたたかれていることを知るべきである。

(2) 98 「民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進」

ア 自助グループを薬物のグループに限定するな

ここで書くのが適当かどうか別として、自助グループを薬物のグループに限定することには異議がある。自分が過去に犯罪をしたということでの悔いや悩みは、経験のない人には共有し得ない。海外においては、前科がある人たち自身が、犯罪をした人の更生にかかわっている。同じ経験を持つ人のことを、北欧は「経験専門家」と呼ぶそうで、犯罪をした人の支援にも、当事者による支援、ピアサポート、ピアカウンセリングをもっと活用していくべきである。

自助グループには、少年院退院者の団体であるセカンドチャンスや、ギャンブル依存、窃盗依存、痴漢などの性犯罪についての自助グループが既に存在している。このような当事者による仲間カウンセリングの力をもっと信じて使うべきであるし、資金提供や組織作りへの助言など、様々な支援を行っていくべきだ。薬物のところでも記載したように、DARCの非常にスピリチュアルな考え（私はそのような考えは好きだが）になじまない人もいるので、そのような手法をとらない自助グループも育成していくべきである。

イ「成果連動型民間委託契約方式」の問題点

薬物依存に対する支援などは、支援の対象者がスリップ（再度依存しているものをしてしまうこと）することも起こり得る。DARCで立ち直る人もいるが、その中には、何度かスリップした末、立ち直るケースも少なくない。そうすると、「成果」を求めると、「再犯をしてしまった人が一定数いる」ということで金銭給付が受けられないということも起こり得る。この「成果」については、単純に「再犯をしない」（とくにこの計画でもとっている「2年後再犯」という短いタームには弊害がある）ということでは片付けず、社会復帰可能な能力取得や様々な調整等もみて成果として欲しい。

ウ 出資者ともっとよい関係を

ソーシャルインパクトボンドを創設するについては、銀行などの金融機関の出資がされることとなるが、銀行を単なる出資者で終わらせないで欲しい。銀行にも、再犯防止施策の必要性・重要性を十分に認識してもらい、関連企業（出資している相手を含む）への雇用の問題につなげる（協力雇用主になってもらうなど）、銀行が保有する不動産を居住支援法人の活動と結びつけるといったこと等が考え得るのであり、金融インフラとして銀行が持つ豊富な情報や人脈も提供してもらえるような協力関係を育てていって欲しいと思う。雇用に際して非常に神経質な銀行が、犯罪をした人を何らかの形で雇用することができれば、社会へのインパクトも非常に大きいのではないかと。

3 広報・啓発活動の推進等

(1) 101「啓発事業等の実施」について

再犯防止啓発月間や社会を明るくする運動であるが、ホゴちゃん（保護局のマスコットのペンギンである）の法被を着て街頭でティッシュやうちわを配ることにどれほど意味があ

るのか。とくに社会を明るくする運動は7月に実施され、保護司には高齢者が多いこともあり熱中症で死人が出るのも時間の問題ではないかと思う。

広報啓発で、高齢者には新聞やテレビなどのマスコミ、働く層にはインターネットが大きな影響をもち得る。効率的な宣伝媒体を使った効率のよい、また、人の心に刺さるような内容の啓発をして欲しいと思う。

(2) 102「法教育の充実」について

この項目が削除されるようであるが、刑事司法とは何か、刑事政策の目的は何か等といった、法教育の重要性は強調しすぎてもしすぎることはないものであり、項目を復活すべきである。福祉専門職に対して、刑事司法のしくみについて講義をしたことがあるが、本当に基本的なところしか話していないにもかかわらず「そうだったんですね!」「知りませんでした!」という反応が返ってくる。刑事司法についての国民の理解がほとんど無いということはこの検討会では十分に共通意識にして欲しい。弁護士会によっては、少年の更生に関する問題なども含めて、広く法教育の提供を行っている例などもある(例えば東京弁護士会「少年事件と少年非行を学ぶ」<https://www.toben.or.jp/manabu/syounen.html>)。

刑事司法にかかわる者の常識は社会の常識ではない。保護局は、国として更生保護施設を作ろうとして失敗した、あの経験を思い出すべきである。更生保護の重要性や出所者支援の必要性は、国民には全く知られていないからこそ、更生保護施設建設への大反対運動が起きたのではなかったか。

また、新聞記者にしても、三審性が保証されているわが国において「控訴するな」などという人権侵害的な言論をし、介護の必要な老人を逮捕、勾留、受刑させろと書いて、その面倒を見るのが誰なのかは顧みもしないのである。国民全体への刑事司法に関する教育は絶対に必要なものであり、この項目を削ることには反対する。少なくとも、101の書き方をもっと厚くし、国民、とりわけ、福祉など、地域包摂に関わる人たちへの法教育の必要性については最低限でも言及すべきである。

(3) 103 民間協力者に対する表彰

「安全安心なまちづくり」という言葉に違和感を持った。誰もが安全に、安心に暮らせるまちづくり、というのであれば構わないのだが、治安維持的な意味での「安全安心」という言葉だとすれば、活動している人たちの気持ちに沿うものなのか、疑問に感じる。

第2 地域による包摂を推進するための取組

1 柱書 地方公共団体における取組の促進 について

国と都道府県、市区町村の役割分担について明示したことは非常に意味がある。又、市区町村には未だ再犯防止推進計画が立てられていないところが多く、地域福祉計画の中に差別され孤立しやすい犯罪をした人について言及してもらうなど、具体的に市区町村がどういう形で取り組みを深められるのかについても言及しているのはよいと思う。

(1) 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進 について

ここにいう「市区町村と刑事司法関係機関との連携強化」とは何を指すのか。刑事施設等

がある自治体との関係強化か、保護観察所ということか。

東京都では、本年、「犯罪なんでもお悩み相談」を受託している団体（ヒアリング対象となった、小林良子氏の属する一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく）に対して、希望のある市区の福祉関係者等に対する司法福祉連携に関する研修を実施している。刑事司法に関わる福祉専門職（この相談に応じている社会福祉士は、検察庁の社会復帰アドバイザー、弁護士との協働による更生支援計画策定、矯正での活動等を広く経験している）だからこそできる研修である。「刑事司法機関」との連携も必要ではあろうが、地域生活定着支援センターや入口支援等に関わっている福祉専門職による研修などは必須と考える。地域の包摂の最前線にいるのは、地域の福祉担当官であることが多いのである。

また、市区町村の首長や議員といった、市区町村の行政や条例などに影響力を持つ人たちに対しての情報提供、啓蒙が必要である。やる気のある首長や心ある議員たちがいれば、再犯防止に関わる政策は進むのである。

(2) 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進 について

都道府県についても、知事の体温差が大きい。例えば、全国知事会などで本計画について説明する機会を作るなど、知事への理解を深めてもらう、都道府県議会の議員への情報提供や啓蒙を行うといったことも必須と考える。

東京都で地域生活定着支援センターの設置が遅れたのは、当時知事だった石原慎太郎氏が、東京都内に犯罪者を定着させるのか等と言って抵抗したためと聞いている。地域を担うリーダーにこそ、適切な本計画への理解をしてもらう必要がある。

(3) 地方再犯防止推進計画の策定等の支援 について

「再犯防止推進計画を作るほど治安が悪くない」と考える地域もある。このパラグラフでは「地域福祉計画の活用を含めた」と記載してあるところ、再犯をする人の生きづらさについて理解し、福祉の対象とすることを拒まない地域ができれば、それによって更生が実現し、再犯も防止できるものと考えてるのでこの記載を評価する。

(4) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供について

支援をする地域で、再犯をした人の情報がなければ支援ができないというのは非常によくわかる。しかし、例えば、条例で「性犯罪をした者の氏名を全面的に公表する」というような地域が出てきた場合に、情報提供をしてもいいのだろうか。地域に情報があれば犯罪が防げるのかといえばそうではないし、アメリカや韓国においては、性犯罪者の氏名公表により、性犯罪前科を持つ人が居場所を無くし、就労等もできないといった弊害が生じている。情報をどういう人たちが、どのような形で共有するのか、公表する相手やその方法等について、もっと詳細かつ具体的な検討が必要と思われる。

また、犯罪をした人といえるのかどうか分からない時点での情報公開、即ち、犯罪報道の弊害は甚だしい。実名報道がなされているところ、昔なら、新聞に名前が載っても縮刷版にひっそり名前が載っているだけであり、いい意味で事件を忘れてもらうことができたが、今は、インターネット上に情報が固定化され、たとえ、新聞社などの記事が削除されたとしても、そのデータがコピーペーストされて「デジタルタトゥー」として記録が残ってしまうの

である。スウェーデンでは匿名で、ドイツではファーストネームの1文字のみ報道可能という形での匿名化が図られている。デジタル時代に即応した報道のあり方が考えられるべきであり、警察庁・法務省（検察庁）におかれては、被疑者の氏名を報道機関に開示することについて、抑止的になるべきであり、どのように情報を提供すべきかについて、検討の機会を持つべきである。例え、嫌疑不十分で不起訴となっても、逮捕歴が新聞報道されてしまえば、社会はその人を「犯罪者」扱いするのだし、本人が職場等の居場所を失うだけでなく、場合によってはその人の家族すら地域に住めなくなってしまう。このような問題も含めて、「情報の提供」について幅広く議論して欲しい。

(5) 再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有の推進

この点について、都道府県の機関として最も情報を持つのが地域生活定着支援センターである。地域生活定着支援センターについては、国が法律に基づいた機関として位置づけるべきであるところ、現在、各センターが会費を払う形で「全国地域生活定着支援センター協議会」を作り、研修や情報交換を行っている。このような研修等に対しては、国からの助成があってしかるべきであるし、このような知見を、刑事施設や保護観察所も謙虚に学ぶべきである。「刑事司法機関がリードして行う」ことは結構であるが、自らが学ばなければならぬことが多いことを自覚して欲しい。

(6) 106 地域のネットワークにおける取組の支援 は残すべき

この項は削除とのことであるが、残すべきである。地域で、各団体が、それぞれに工夫し、様々な取組をしているのだが、それぞれの団体の活動が孤立したものとなっており、中には解散してしまう NPO などもある。活動している団体は、それぞれが得意な分野を持ち、この団体ではうまくいかないがこちらの団体ならうまく支援できそうだ、ということもあり得る。例えば、都内には、若い女性のための相談・支援の団体として、一般社団法人若草プロジェクト、一般社団法人 Colabo、特定非営利活動法人 BOND プロジェクトがあり、それぞれが得意な分野を持っている。

そもそも、支援に携わっている人でも、役所のどこで何をしてもらえるのかがよくわからない場合もある（とくに自分の専門分野以外だと）ので、都道府県が、公的機関の相談場所や支援に携わっている民間団体について問題別の連絡先の一覧を作ってくれるだけでも大変助かる。東京都では、都民安全課が「非行少年・再犯防止支援ガイドブック RE:START を応援するあなたへ」という小冊子を作って、保護司等に配布しており、好評である（上記の若い女性支援の3団体もここに掲載されている）。小さなことであるが、このような情報の一覧化を全国的に進めて欲しい。

また、各種団体の人たちが集まる研修が、名刺交換等ができるような場所として活用できるとよいと思う。COVID—19 流行前は、東京都は、リアルでの研修会（例えば薬物依存等と毎回テーマが決まっている）を行い、グループワークをするなどして、各団体の人たちが直接話せる場所を作り、その後の連携に寄与していた。「ネットワークの構築」のために、それぞれの顔が見え、話せるような場所を作って欲しい。

(7) 110 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 について

これが削除されているが、そもそも、刑事事件についての判決データベースの開示すらなされておらず（法曹、研究者にすら！）、我が国の刑事裁判に関する情報公開の不十分さについては、共通認識とし、改善を図って欲しい。

また、犯罪をした者への不適切な情報提供と考え得る、実名報道についても検討をすべき時期にきていると考える。

(8) 112 国の施策に関する理解・協力の促進 について

未だに、犯罪をした人を閉め出すような基礎自治体がある（住民票を置くことを拒むなど）。犯罪をした人の家族が地域に住めなくなる、学校にも通えないといった、犯罪をした人を支えるはずの人たちへの、報道等によるバッシング、地域の「いじめ」も存する。

例えば、そういう状態になった家族への住居の確保や学校への通学の確保（例えば、仮の住所を与えるといったことが考えられる）といった、木目細かな福祉・教育の支援も必要と思われる。国が、本計画だけでなく、本計画の理念まで十分に地方公共団体（とくに基礎自治体）に啓蒙し、実効性ある取組を考え出し、実施してもらえるように働きかけることが必要であることは今も変わらないはずである。

2 支援の連携強化 について

(1) 更生保護に関する地域援助の促進、更生保護地域拠点事業の充実等 について

今のような貧しい予算や人員で、更生保護施設にこのような期待をかけることは加重負担である。また、県内に1つしか更生保護施設がない地域もあり、結局、このような試みをして、支援の空白地帯ができてしまうことを考えておく必要がある。

(2) 法務少年支援センターにおける地域援助の実施体制の強化 について

法務少年支援センターで、保護観察対象者やその家族等が相談に乗ってもらうなど、同センターでの相談業務は充実している。一方、アウトリーチ業務まで行えるだけの人員等の体制があるのかどうかについては、十分に考える必要があり、そのような機能については、地域の別な機関との連携によって実効化するほうが現実的で有るように思える。

また、現在、更生支援計画の策定段階での心理テスト等への協力が得られないのであるが、この点についてもご検討いただきたい。

3 相談できる場所の充実 について

(1) 刑執行修了者等に対する援助の充実

相談できる場所が広がることは非常にいいことである。しかし、そもそも、「どこに行けばいいのかわからない」から支援から取りこぼれて刑務所に居る人も多い。つまり、どこに行けばいいのかわかり、手続きの説明を理解して手続きを終了させられるだけの才覚があれば再犯に至らない可能性が高いのである。相談場所を作ったとしても、その相談場所につなぐ工夫をしなければ、相談場所を作っただけ、ということになりかねない。例えば、犯罪までいかないけれども職務質問の対象になり、行き場がない前科のある人とわかった場合や市区町村の相談窓口に来たが、相談の内容をもっと整理してもらえないと支援できないという場合などに、警察官や市区町村の窓口が「一旦ここに行ってみて」と相談場所を紹介

してくれれば、相談につながる可能性は高くなるし、さらに、相談場所まで同行してくれればベストである。

また、相談場所が作られたとしても、その場所までの移動時間、交通費がかかってしまうと相談に行けない場合もあり得る。電話相談は非常に有効な手段たり得るところ、保護観察所で、更生緊急保護に関する全国共通の電話番号を作るとは、総務省平成 26 年 3 月 25 日「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」でも指摘されていたところであるが、未だにこれがなされていないのはどういうことであろうか。

また、保護観察所は午後 5 時 30 分で電話が通じなくなってしまう。このような相談の電話は、緊急性があり、24 時間休日なしのものであることが望ましい。

東京都では、民間の福祉専門職に委託して「犯罪なんでもお悩み相談」を実施しており、必要に応じて同行支援もすることとなっている。このような電話があることで、上記の法務少年支援センターの支援等を告げた例もあるし、警察や地域包括センター、福祉の窓口等からの問い合わせも入ってきており、適切に情報提供をして、支援につながることができている（ただし、この相談については、曜日と時間が決まった形で本年は実施している）。また、この相談は、福祉専門職が相談業務自体を担っているが、スーパーバイザーとして、医師、公認心理師、弁護士が入っており、相談への回答の適切さを担保している。同行支援と組み合わせた電話相談窓口を置くことは非常に効果的であり、実施されている例を適切に広報したうえでこのような取組を広げて欲しい。

そして、携帯端末としてスマートフォンを持つ人が増えており、メールや SNS（LINE など）を用いた相談なども検討に値する。上記東京都の電話相談では、メールでの相談も今後試験的に実施することとなっている。

第 2 8 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組 について

1 柱書

「業務のデジタル化」であるが、せめて国の機関との web 会議で画面が落ちるようなことがないように、国の通信状態を整備して欲しい。web 会議は、直接人と会えず、交流として不十分という面もある一方、遠方の人であっても、体が悪い人であっても情報にアクセスできるという利点がある。遠方まで出向けない場合に、研修の講師に web で講義してもらう等ということも可能になる。しかし、国の諸機関（とくに法務省。刑事施設等も含む）は、web に対応した十分な設備がない。小型の Wi-Fi ルーターであれば予算もそれほどはかからないし、研修の講義には機密性が高いくないものもある。この程度のことはちゃんとできるようにして欲しい。

また、弁護士や弁護士会との連携を明示して下さったのは、「寄り添い弁護士」等の活動を評価していただけたものと考え、大変うれしいものにとらえているが、弁護士会や弁護士との連携のテーマとして入口支援や出口支援のピンポイントしか考えておられないのではないかと印象があるし、もっと他にも連携を考えるべき団体はあろうと思われる。例えば、都道府県、基礎自治体の社会福祉協議会、社会福祉士会などの福祉専門職の団体、公認心理師界などの心理専門職の団体、医師会などの医療の関係者の団体、あるいは大学など、広く専門職の知見を結集して、この問題に対処することを考えるべきである。

2 114 関係機関の職員等に対する研修の充実等

「刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修の充実を図る」ということに異論はないが、上記法教育のところに記載したとおり、国民全体への啓蒙・教育もまた重要であることを考えて欲しい。公務員は国民に支えられて仕事をしている。国民の理解なく、政策の実現は出来ないのである。

計画の担当者が、計画についての説明をすれば、それが教育・研修になるとは考えないで欲しい。再犯防止等に関する施策は、医療、福祉、教育等広い分野にわたっており、それぞれの分野の専門家が（上記の経験専門家たる「当事者」も含む）、それぞれの知識や経験を共有することが必要不可欠である。上記のように、研修の場が、再犯の防止に関わる者がお互いに知り合い、協力関係を築けるようなものとなるよう工夫して欲しい。

3 115 矯正施設の環境整備 について

矯正施設の環境整備については、親族や雇用を予定している身元保証人等との面会の機会を確保すべく、面会室の整備や、電話（web を用いたテレビ電話（的なもの）を含む）の機会の充実を図れるようなインフラ整備を行うべきである。また、気候変動が非常に激しくなっている中、冷暖房も満足に動かせない刑事施設もあるし、医療体制の不備は未だに解決されていない。医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援等のための環境整備という言葉が今回落ちてしまっているが、この記載は削除せず、残すべきと考える。

4 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備

ここで集積される情報は、犯罪をした人の特性に関する極めて重要かつ有益な情報である。かようなデータについては、裁判段階においても活用されるべきであり、検察官だけでなく、弁護士への開示（現在、矯正施設に対する弁護士会照会は異常に時間がかかり、被疑者・被告人に有利な情報を出すまいという態度としか思えないときがあり、改善いただきたい）も制度設計に入れる必要がある。

また、デジタルデータについては、情報漏洩や改ざんの可能性があり、セキュリティについても万全を期して欲しい。

5 再犯防止関係者の連携体制の構築及び人材育成等

法務省の考えている民間協力者の範囲が狭すぎる（ここに書けるスペースがない、ということであれば書き方を工夫して、法務省傘下の民間協力者をいくつか入れるべきである）。社会復帰支援のための知見を最も持つ者の一つには、地域生活定着支援センターもあり、これは、法務省の傘下にはない。福祉の視点からの知見やノウハウは、同センターもものが非常に有益なのであり、その共有が図られるべきであることを意識して欲しいし、知見を共有するための予算も本来は必要なものとする。

6 弁護士・弁護士会との連携強化

弁護士、弁護士会は、他の法曹と違い、その地域で活動をしている。弁護士、弁護士会との連携が掲げられたことは喜ばしいが、弁護士が弁護人・付添人として活動する刑事裁判・少年審判の場において、被疑者・被告人や少年の意思のもとで（もちろん少年の場合は保護者の意思確認も不可欠なことが多い）、更生支援が計画され、社会資源の発掘等の環境調整がされるということの重要性を認識して欲しい。つまり、弁護士が刑事司法に弁護人・付添人として関わるのは、被疑者・被告人・少年の主体性を尊重したうえでの活動である、ということなのだ。だからこそ、検察庁での社会復帰支援よりも、裁判での更生支援計画のほうが、本人の拒否する例が少ない（ヒアリングでの社会福祉士小林良子氏の発言）のである。

また、福祉、医療、心理等の専門家との連携も強めるべきであり、弁護士や弁護士会との連携は、専門職との連携の一例にすぎないことを認識して欲しい。